

3. 利子補給制度

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法	備考
津市	日本政策金融公庫の ・新企業育成貸付 ・新企業育成・事業安定等貸付 ・企業活力強化貸付 ・食品貸付	津市の区域内に主たる事務所若しくは事業所を有し、創業後5年未満の者又は新たに事務所若しくは事業所を設置し創業しようとする者で、市税を完納している者	1.0%以内 (上限10万円)	最初の返済月から36月を超えない期間	借受人からの申請により、前年の1月1日から12月31日までに支払った利子分を限度額の範囲内で一括して交付。	H29年度創設 (市町連携型)
伊勢市	三重県制度融資の ・三重県小規模事業資金 ・みえ経営向上支援資金 日本政策金融公庫の ・小規模事業者経営改善資金(マル経融資) ・小規模事業者経営発達支援資金 ・中小企業経営力強化資金 ・生活衛生関係営業経営改善資金 ・企業再建資金	伊勢市内の中小企業者で、平成29年4月1日以降に左の資金の融資を受けた者(ただし、市税を滞納していない者)	1.0%以内	3年以内	前年の1月1日から12月31日までに支払った利子を補助対象とする。申請に基づき、限度額の範囲内で一括して交付する。	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金	伊勢市内で創業もしくは創業しようとしている事業者で、平成29年4月1日以降に、左の資金の融資を受けた者(ただし、市税を滞納していない者)				
桑名市	三重県小規模事業資金	左の資金の融資を受け、市内に主たる事業所を有し、または設置しようとする事業者で、市税を滞納していない方。	利子の1/2または1.0%のいずれか低い利率	設備・運転 1年以内	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。(対象者には申請書を送付)	
	三重県創業・再挑戦アシスト資金			設備1年以内		
	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金(マル経) ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(衛経)			設備1年以内		
	・新型コロナウイルス対策マル経 ・新型コロナウイルス対策衛経			設備・運転 1年以内		
鈴鹿市	三重県小規模事業資金(設備資金) (鈴鹿市小規模事業者資金円滑化促進制度)	次のいずれにも該当する者 (1)左の資金の融資を受けた者 (2)市内に主たる事業所もしくは営業所を有し、又は設置しようとする者 (3)市税を滞納していない者	1.0%以内	5年以内	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	
	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金貸付(設備資金) ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付(設備資金)					
	(鈴鹿市小規模事業者振興資金利子補給金) 日本政策金融公庫貸付資金の ・新規開業資金 ・女性、若者/シニア起業家資金 ・中小企業経営力強化資金 ・再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) ・生活衛生新企業育成資金 (鈴鹿市新企業育成貸付資金利子補給金)			次のいずれにも該当する者 (1)左の資金の融資を受けた者 (2)市内に主たる事業所もしくは営業所を有し、又は設置しようとする者 (3)市税を滞納していない者 (4)創業前又は創業後1年以内に融資を受けた者		2年以内

3. 利子補給制度

R5. 4現在

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法	備考
名張市	・小規模事業者経営改善資金貸付 ・生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	市内に主たる事業所または営業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、市税を完納している者。	1.0%以内	1年以内	借受人からの申請により、利子の支払開始日から12回分の支払を限度とする。	
	・新企業育成貸付 ・企業活力強化貸付 ・新企業育成・事業安定等貸付 ・食品貸付	市内に主たる事業所または営業所を有し、または設置することとしている小規模事業者で、市税を完納している者。				
尾鷲市	日本政策金融公庫貸付資金の マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	主たる事業所又は営業所を市内に有する小規模事業者であって、日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金貸付に係る返済を滞滞なく行い、かつ市税を滞納していない者。	設備:0.5% 運転:0.25%	1年間	前年1月から12月までに償還した利子について、当該年度に一括交付。	
亀山市	日本政策金融公庫が行う次の貸付 (1)小規模事業者経営改善資金貸付 (2)生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	次のいずれにも該当する小規模事業者 (1)資金使途が設備資金である者 (2)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (3)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	年1.0%(融資利率が年1.0%未満の場合は当該融資利率)	最初に利子を支払った日の属する月から起算して60日を限度	前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った利子(延滞金を除く。)について、当該年度の1月1日から2月末日までに借受人からの申請書の提出により申請。内容を審査後、一括して交付。	利子補給の対象者について、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に借り受けた融資については、資金使途が運転資金であっても対象となる。
	令和2年3月17日以後に日本政策金融公庫が行う次の貸付 (1)小規模事業者経営改善資金貸付 (2)生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	次のいずれにも該当する小規模事業者 (1)資金使途が設備資金及び運転資金である者 (2)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (3)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った利子(延滞金を除く。100円未満切捨て。)	最初に利子を支払った日の属する月から起算して60日を限度(新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例措置による利子補給を受けている期間を除く。)		令和2年3月17日から当分の間の特例措置
	日本政策金融公庫が行う次の貸付 (1)新企業育成貸付のうち新規開業資金、女性、若者/シニア起業家資金 (2)再挑戦支援資金及び新企業育成・事業安定等貸付のうち生活衛生新企業育成資金	次のいずれにも該当する者 (1)融資額が1,500万円以内である者 (2)返済期間が10年以内で、据置期間が1年以内である者 (3)返済方法が元金均等月賦返済である者 (4)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (5)市町村税その他市の歳入を滞納していない者	年1.0%(融資利率が年1.0%未満の場合は当該融資利率)	最初に利子を支払った日の属する月から起算して36日を限度		
	日本政策金融公庫が行う次の貸付 (1)新企業育成貸付のうち新事業活動促進資金、中小企業経営力強化資金	次のいずれにも該当する者 (1)融資額が1,500万円以内である者 (2)返済期間が設備資金の場合は10年以内、運転資金の場合は5年以内である者 (3)返済方法が元金均等月賦返済である者 (4)業歴が5年を超える者 (5)市内に主たる事務所又は営業所を有する者 (6)市町村税その他市の歳入を滞納していない者				
鳥羽市	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金 ・生活衛生関係営業経営改善資金  (鳥羽市小規模事業者経営改善資金等利子補給補助金)	市内に主たる事業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、市税の滞納がない者	0.5%以内	1年以内	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	

3. 利子補給制度

R5. 4現在

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法	備考
熊野市	・日本政策金融公庫融資制度 ・三重県小規模事業資金 ・熊野市小規模事業資金 (熊野市小規模事業者振興利子補給)	左の資金の融資を受けた市内の事業者で、市税等を完納している者。(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたもの・償還期間2年以上)	融資額の1.0%以内 (上限20万円)	全融資期間	借受人からの申請により、一括して交付。	
いなべ市	三重県小規模事業資金(設備資金) 日本政策金融公庫貸付資金のうち ・小規模事業者経営改善資金 ・生活衛生関係営業経営改善資金 (いなべ市商工業小規模事業者資金利子補給金)	市内に居住し、店舗、工場又は事業所を有する小規模事業者で、市税を滞納しておらず、左の資金の融資を受けて事業を営む商工会加入者。	毎年1月1日から12月31日までの支払利子(延滞利子を除く。)の10%以内	全期間	いなべ市商工会からの申請により交付 衛経については小規模事業者自身からの申請により交付	
志摩市	日本政策金融公庫の ・新企業育成貸付制度 ・新企業育成・事業安定等貸付制度 ・企業活力強化貸付制度	以下に該当する者 1.令和5年4月1日以降に左の資金に係る融資を受けた者 2.市内に主たる事業所を有し創業後5年未満の者、または、設置し創業しようとする者 3.個人にあつては市内に住所を有すること 4.市税に滞納がないこと	1.0%以内 (上限10万円)	1年以内	借受人からの申請により、前年1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	
	日本政策金融公庫の ・小規模事業者経営改善資金(マル経融資) ・生活衛生改善貸付	市内に主たる事業所を有し、商工会又は生活衛生同業組合などの経営指導を受けている者で、左の資金の融資を受け、かつ、市税を完納している者。	1.0%以内 (上限20万円)			
伊賀市	日本政策金融公庫貸付資金のうち ①小規模事業者経営改善資金(マル経融資) ②生活衛生関係営業経営改善資金 (中小企業振興事業資金利子補給補助金)	市内に主たる事業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、市税を完納している者	1.0%以内	1年間	借受人からの申請により、支払金額確定後一括して交付。	
木曾岬町	産業関係制度資金	◇対象者:木曾岬町に居住する農業者・漁業者・商工業者 ◇対象資金: ・農業経営近代化資金 ・漁業近代化資金 ・商工会斡旋による中小企業制度資金のうち設備資金、施設資金	1.0% (上限20万円)	3年以内	町商工会より一括申請 ◇貸付期間:3箇年以内 利子補給金の額は、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に1パーセントで計算した金額(ただし、1件20万円を限度とする。)とし、予算の範囲内で町長が定める。	
東員町	中小企業融資制度における設備資金 (東員町商工業経営近代化資金利子補給金)	町内に店舗、工場又は事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでおり、県の中小企業融資制度又は国の政策金融制度に基づく資金のうち設備資金を借り入れて事業を営む者	支払利子の10%を限度とし、1事業所10万円を限度として予算の範囲内	商工業者が資金を借入れた日から最終の償還期日までとする。	借受人は東員町商工会を経て町に申請を行う。町は予算の範囲内で、商工会を通じて申請者に利子補給金を給付する。	
菟野町	日本政策金融公庫の ・小規模事業者経営改善資金 ・小規模事業者経営発達支援資金 (菟野町小規模事業者資金利子補給)	左の資金の融資を受けた者で、町内に主たる事業所を有し、町税等を完納している者	1.5%以内	全期間	借受人が菟野町商工会を経て申請し、その内容を審査して交付。	
朝日町	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金	町内に主たる事業所を有し、左の資金の融資を受けた者で、町税等を完納している者。	1.0%以内	全期間	借受人が朝明商工会を経て申請し、その内容を審査し、一括して交付。	

3. 利子補給制度

R5. 4現在

市町名	利子補給補助の対象制度名 (利子補給制度名)	利子補給の対象者	利子補給率	利子補給対象期間	利子補給の方法	備考
川越町	日本政策金融公庫貸付資金の ・小規模事業者経営改善資金  (小企業等経営改善資金利子補給)	町内に住所または主たる事業所を有し、かつ町税等を完納しているもの。	1.0%以内	全期間	借受人が朝明商工会(代表請求者)を経て申請し、その内容を審査して交付。	
明和町	日本政策金融公庫貸付資金のうち ・小規模事業者経営改善資金(マル経融資) ・新規開業資金 ・女性、若者/シニア起業家資金 ・再挑戦支援資金(再チャレンジ支援融資) ・新事業活動促進資金 ・中小企業経営力強化資金	左記融資を受けた者で、次の要件を全て満たす者 ①町内に主たる事業所を有している(設置することが確実な場合を含む)こと ②町税を完納している(非課税の場合を含む)こと ③明和町商工会に加入している(加入することが確実な場合を含む)こと ④明和町商工会の斡旋を受けていること	1.0%以内 (上限20万円)	12ヶ月	借受人が明和町商工会を経由して申請し、その内容を審査して交付	
大台町	(大台町商工業者事業資金利子補給補助金) 日本政策金融公庫の ・新規開業資金 ・女性、若者/シニア起業家資金 ・再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) ・新事業活動促進資金 ・中小企業経営力強化資金 ・マル経融資  三重県小規模事業者資金	町内で商工業を営み、大台町商工会に加入し、かつ、町税を完納している会員	1.0%以内 (上限20万円)	1年 【条件を満たせば4年 (+3年)】	借受人からの申請により、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。	平成27年度創設
度会町	日本政策金融公庫貸付資金のうち ・マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	町内に主たる事業所を有し、町税に滞納がなく、度会町商工会による経営指導を受けている事業者	利子の1/2以内	3年以内	商工会から斡旋した実績に基づき、1月1日から12月31日までに支払った利子分を一括して交付。ただし、当該融資の元本の返済が遅延したことによって生じた利子の増額は対象外。	
南伊勢町	日本政策金融公庫貸付資金の ・マル経融資(小規模事業者経営改善資金)  (南伊勢町商工会小規模事業者経営改善資金利子補給事業)	南伊勢町商工会の審査・斡旋を受けてマル経融資を受け、町内に事務所または事業所を有しており、町税を滞納していない者。	利子の1/2	5年以内	借受人は、その年の1月から12月までに支払った利息支払証明書、町税完納証明書等必要書類を商工会へ提出し、利子補給を受ける。利子補給額は、後日、商工会へ交付。	
紀北町	日本政策金融公庫貸付資金の ①小規模事業者経営改善資金 ②生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者に対する別枠融資(1,000万円以内)  (紀北町小規模事業者経営改善資金利子補給制度)	町内に主たる事業所を有し、平成26年4月1日以降に左の資金の貸付を受けた者で、町税等を完納している者	①② 利子の1/2 ③ 全額	①② 12ヶ月以内 ③ 貸付から4年以上10年以内	対象期間の利子の支払いがすべて完了した日から1ヶ月以内に申請することにより、一括して交付。	
	三重県新型コロナウイルス感染症対応資金  (紀北町新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給補助金交付要綱)	町内に主たる事業所を有し、左記の貸付を受けた日から3年の間、三重県より当該融資に係る利子補給を受け、町税等を完納している者。	全額(融資金額上限1,000万円)	貸付から4年以上10年以内	借受人からの申請により、交付対象の融資金額に係る1月から12月までの期間の返済計画から算出する利子額の全額を、上期・下期に分けて交付。	
紀宝町	小規模事業者経営改善資金 三重県小規模事業者資金	左の資金の融資(貸付期間2年以上)を受けた町内中小企業業者で、町税を完納している者	融資金額の1.0%以内	全期間	借受人からの申請により、一括して交付。	